

## 令和 3 年度予算編成方針について

内閣府が発表した 7 月の月例経済報告によると、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる」とし、「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが期待される」とする一方で、「感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある」と指摘している。

また、東京都は、6 月 26 日に発表した令和元年度一般会計決算（見込み）において、「今後、新型コロナウイルスの感染症防止と経済社会活動との両立を図るための施策など、直面する喫緊の課題等に対応していくため、持続可能な財政運営を行っていく」としている。

区財政においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う企業業績や雇用環境の悪化、消費の減速により景気後退の局面となり、特別区民税については大幅な減収が、また、都区財政調整交付金については原資となる法人住民税の減収による減がそれぞれ想定される。さらに、国による不合理な税制改正等の影響を含め、今後複数年にわたり歳入減が続き、極めて厳しい財政状況に陥るものと見込んでいる。

こうした中であっても、本区としては、新型コロナウイルス感染症から区民の健康、生活や区内の経済活動をしっかりと守るため、本年度 5 月補正予算の編成等により、迅速に対策を講じてきているが、引き続き感染症対策や「新しい生活様式」に適合した区民生活及び地域経済の復興に何よりも優先して取り組んでいかなければならない。

加えて、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に向け、戦略的な事業展開を図りながら、スピード感を持って各施策を推進するとともに、今後も行政需要の変化を的確に捉えた区政運営を進めていく必要がある。

これらの状況を踏まえ、事務事業の選択と集中、職員の創意と工夫により、限られた資源をより効果的に活用し、新型コロナウイルス感染症など喫緊の区政課題に対応することで、将来にわたり持続可能な財政運営を図っていかなければならない。

こうした視点に立ち、令和 3 年度予算は、下記に定める方針により編成する。

### 記

#### 1 基本的な考え方

##### (1) 感染症対策と社会経済活動の両立

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている区民の健康と暮らしを守ると

ともに、感染症に伴う様々な社会変革にも適応しつつ、地域経済の復興を図るための予算を優先して編成する。

## (2) 課題解決に向けた戦略的な施策の展開

基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決等に邁進するため、現場の視点を重視し、既存の分野や領域を超えた職員の柔軟な発想により、一層の創意と工夫を凝らし、効率的・効果的に質の高いサービスを提供するための予算を編成する。

## (3) 重点施策

令和3年度予算編成において、次に掲げる重点的に推進すべき優先度の高い施策を重点施策として展開する。

### ア 主要課題の解決につながる施策

「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に向け、新たに実施し、又はレベルアップを図る施策

### イ 持続可能な行財政運営を推進する施策

「文の京」総合戦略に掲げる行財政運営の取組に基づき、新たに実施し、又はレベルアップを図る施策

### ウ 新型コロナウイルス感染症に対応する施策

(ア) 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する施策

(イ) 区民生活や地域経済の復興に資する施策

(ウ) 感染症収束後の社会変革に適応する施策

### エ その他重要性の高い施策

アからウまでのほか、区として重点的に推進する必要があると認められる施策

## (4) 枠配分による予算編成

限られた財源の中、各部が主体性及び自律性を発揮して予算編成に取り組むことを目的として枠配分方式の予算編成を実施してきたところである。しかしながら、令和3年度予算については、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により税収等の大幅減が見込まれる中、(1)に掲げる感染症対策と社会経済活動の両立を優先する必要があることから、各部の要求による経費についても査定の中でこれまで以上の精査をする。これに伴い、枠配分方式の予算編成については一時休止する。

## (5) その他

投資的経費については、大規模な予算を必要とすることから、事業の緊急度、重要度及び優先度を踏まえ、今後の財政状況等を注視しながら、予算を編成する。

## 2 予算編成の方針

予算編成に当たっては、事業の成果や方向性、優先度を十分に検証することで事業の見直しを行うとともに、事業の継続に当たっても、着実な見込みと実績を踏まえ、徹底して無駄を排除しつつ、次の事項を踏まえることとする。

### (1) 経費の見積方針

経費については、今後の大幅な歳入減が見込まれるため、新型コロナウイルス感染症対策事業及び重点施策を除き、全ての事業経費について可能な限り縮減するよう努め、各部において2年度当初予算額を超えないよう調整するものとする。

ア 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性を厳しく見極め、既存事業の抜本的見直しや類似事業との統合を行うなど徹底したスクラップ・アンド・ビルドを前提として経費を見積もること。

また、新規事業の予算化に当たっては、原則として、終期を設定し、後年度の負担を明らかにした上で見積もること。

イ 既存事業については、事業の効果や優先順位等に留意し、部を越えた統合等も視野に入れ、より実効性を高める手法へと見直しや再構築を図ること。効果やニーズの希薄となっている事業は、各部において縮小又は廃止を進めること。

なお、経費の見積りに当たっては、厳しく実績を踏まえることとし、決算状況を徹底的に分析し、過去3か年実績の上限を超える経費の見積りはしないこと。

ウ 各種補助金等（補助金に準ずる負担金及び交付金等を含む。）については、「文京区補助金に関するガイドライン」に基づき、基本方針に照らした十分な検証を行うことはもとより、「補助金等チェックシート」による3年間の実績検証を踏まえた上で、当初の目的の達成状況や効果を測定し、積極的に整理し、又は縮小して見積もること。

また、補助金等の創設に当たっても「補助金等チェックシート」を作成し、基本方針に照らした十分な検討を行った上で、事業構築を行い、見積もること。

エ 区主催による行事、イベント等の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染防止対策を適切に講じるとともに、延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催による影響を十分考慮した上で、関係機関等と調整し、実施可否を判断すること。

## (2) 内部努力の徹底及び業務の見直し

限られた財源の中で、一人一人が納税者の視点に立ち、最少の経費で最大の効果を生み出すという発想を持ち、次に掲げる事項を踏まえることとする。

ア 事務事業の実施に当たっては、組織、人事、予算執行などあらゆる観点で更に徹底した内部努力を尽くすこと。

イ 人件費については、あらかじめ必要となる事務量等を正確に積算の上、引き続き抑制に努めること。

ウ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、事務事業の実施に当たっては、区民の健康を守るとともに、職員の安全配慮の観点から、適切に感染防止対策を講じること。

また、「新しい生活様式」に適合した社会変革の適応に努めること。

エ ICTにおける技術革新にも注視し、区民サービスの利便性の向上及び職員の働き方改革と業務改革を推進する観点から、AI（人工知能）及びRPA（業務自動化）等の利用については、積極的な導入を進めること。

オ 情報システムについては、住民サービスの向上と業務改革の観点から、費用対効果を十分検証し、効率的なシステム運用を行うこと。

また、経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築については、職員配置の見直し及び後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

カ 公共施設等については、「公共施設等総合管理計画」における公共施設等の管理に関する基本的な方針を踏まえ、管理を行うこと。

施設等を整備するに当たっては、施設の利用状況や老朽度を的確に把握し、予防保全の観点から修繕を実施し、長寿命化を図るとともに、財政負担の平準化の観点を含め、各部において年度ごとの整備事業計画を定めることとし、適切な時期に計画的に改修・更新を行うこと。

また、緊急の対応を要する場合には、その必要性を十分に精査すること。

維持管理経費については、使用料等受益者負担の積算基礎となることから、経費の見直しを図ることはもとより、管理運営の一元化や多様な主体の活用による施設運営を進めるなど、更なる縮減に努めること。

キ 建設コストについては、計画・建設から維持管理までの各段階において、品質確保を踏まえながら、民間活力等を積極的に導入することにより、縮減に鋭意努めること。その際、将来の維持管理経費の縮減策を盛り込むこと。

なお、土木工事についても各部において年度ごとの整備事業計画を定め、一層のコスト縮減に努めること。

さらに、工事費の高騰などの社会経済状況の変化や工事内容の把握に努め、単価等積算根拠を十分精査した上で、必要な経費を適切に見積もること。

### (3) 歳入の確保

ア 特別区税については、高い徴収率を達成しているが、引き続き徴収率の維持・向上を図ることにより、税収の確保に努めること。

特に、滞納に対しては、現年度分への早期対応、過年度からの繰越分については可能な限り滞納整理手法による徴税努力を尽くすこと。

イ 新型コロナウイルス感染症に関する補助制度等を含め、国庫支出金及び都支出金については、国や都の予算編成状況に細心の注意を払い、積極的に確保すること。

ウ 使用料及び手数料等を改定する場合は、受益者負担の適正化に向けた使用料及び手数料等の改定方針（平成 28 年度改定）に基づき見積もること。

エ 財産収入については、未利用財産の活用などを積極的に進め、歳入の確保に努めること。

オ 貸付金等に係る償還金などの債権については、法令及び条例等の規定に基づき適切かつ効率的な債権の徴収等を行い、債権管理の一層の適正化を図ること。

カ その他の歳入についても、財源を的確に把握し、収入確保に努めること。

## 3 組織及び職員定数の方針

(1) 多様化する区民ニーズや国等の制度改正に迅速かつ的確に対応していくため、組織的な働き方の見直しや事務事業の徹底した見直し等を行い、組織及び人員の適正化に努めること。

新型コロナウイルス感染症への対応など、上記取組によってもなお対応が困難で、人員体制の強化が必要であると判断された場合は、その事務量や運営方法を十分精査した上で、必要な組織や人員配置等について、適宜・適切に協議すること。

また、会計年度任用職員についても、制度の趣旨を踏まえ、事務量に応じた適正な人員配置等に努めること。

(2) 組織及び職員定数の適正化については、上記のほか「文の京」総合戦略における行財政運営に関する事項に基づき取り組むこと。